

令和元年度

定期監査結果報告書

中津川市監査委員



中監査第28号  
令和2年2月17日

中津川市長	青山節児様
中津川市議会議長	勝彰様
関係行政委員会の長	様

中津川市監査委員  
今井正義  
田口文数

令和元年度定期監査の結果について

令和元年度の定期監査を地方自治法第199条第4項の規定により実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

# 目 次

1	監査の期間	.....	1
2	監査の対象	.....	1
3	監査の範囲及び方法	.....	3
4	監査の結果	.....	3

## 1 監査の期間

前期 令和元年 7月 1日から令和元年 8月22日まで

後期 令和元年10月 2日から令和元年10月29日まで

## 2 監査の対象

平成30年度中津川市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理と平成30年度の現況について次の部・課等の監査を行った。

### ■ 市長公室

秘書課・人事課

### ■ 政策推進部

政策推進課・まちづくり推進室・リニア駅対策室・観光施設整備室・広報広聴課

### ■ 総務部

総務課・情報政策課・防災安全課・消費生活相談室・財政課・資産経営課・税務課・債権管理課

### ■ 定住推進部

定住推進課・市民協働課・山口総合事務所・坂下総合事務所・川上総合事務所・加子母総合事務所・付知総合事務所・福岡総合事務所・蛭川総合事務所・中津事務所・苗木事務所・坂本事務所・落合事務所・阿木事務所・神坂事務所

### ■ 市民福祉部

社会福祉課・高齢支援課・介護保険課・子ども家庭課・子育て支援センター・健康医療課・健康寿命対策室・地域総合医療センター・国保直診診療所・市民課・環境施設建設推進室・保険年金課

### ■ 農林部

農業振興課・有害鳥獣対策室・家畜診療所・畜産センター・林業振興課・農林整備課

### ■ 商工観光部

工業振興課・企業誘致推進室・商業振興課・観光課

■文化スポーツ部

生涯学習スポーツ課・オリンピック対策室・中央公民館・図書館・  
蛭川済美図書館・文化振興課・鉱物博物館・市史編さん室

■リニア都市政策部

都市建築課・リニア対策課・リニア推進坂本事務所・リニア駅周辺  
整備課

■建設部

建設課・用地課・管理課・福岡基盤整備課

■環境水道部

環境政策課・環境センター・衛生センター・恵北衛生センター・  
水道課・下水道課・浄化管理センター・水道経営課

■教育委員会事務局

教育企画課・施設計画推進室・学校教育課・教育研修所・幼児教育  
課・発達支援センター・阿木高等学校・加子母中学校・付知中学校・  
加子母小学校・付知南小学校・付知北小学校・南幼稚園・西幼稚園・  
中津川幼稚園・坂本幼稚園・中津川保育園・北野保育園・苗木保育  
園・坂本保育園・加子母保育園・付知保育園・福岡保育園・高山保  
育園

■消防本部〈中消防署（坂下分署）・西消防署（蛭川分署）・北消  
防署（加子母分署）含む。〉

■病院事業部

中津川市民病院・国保坂下診療所・坂下老人保健施設

■会計課

■議会事務局

■農業委員会事務局

■監査委員事務局

### 3 監査の範囲及び方法

#### (1) 範囲

各部課における収入、支出、契約、現金の出納保管、財産管理等の事務の執行について、合法性・正確性、支出の経済性・効率性、事務運営の合理性・健全性等の観点から監査を行った。

#### (2) 方法

事前に提出された監査資料に基づき、関係職員から事務・事業の概要、執行状況、本年度の重点目標、課題等について説明を受け、質疑を行い、必要に応じ関係書類を点検し、併せて収入・支出のうち重要性が大きいと思われる事業を試査により抽出し、証拠書類等と照合した。

### 4 監査の結果

各課等の事務・事業の執行状況については、全般的に適正であることを確認した。

軽易な事項については、その都度口頭により伝え、指摘・改善事項については、進捗管理システムを活用してその後の対応状況を監察している。

なお、主な監査意見は次頁のとおりである。

### **(1) 要支援児に対する体制について**

保育園や幼稚園では、年々なんらかの支援を要する児童の数が増えており、近年では全児童の1割近くに及んでいる状態を確認した。これに対し現場では臨時保育士を雇用する事で対応しようとしているが、慢性的な人材不足のために十分な体制を整えることができず、既存の保育士に大きな負担となっている。

特に北野保育園では、他の園とは異なる児童の受け入れ体制を取っているため、支援の必要な児童が集まる傾向にある。中には、家庭環境の問題や虐待等から心を病む児童もあり、その対応には保育士も苦慮しており、心身ともに疲弊している状態である。児童及びその家族に対しては勿論であるが、現場の職員に対しても心のケアが必要であると認められる深刻な状況といえる。

教育委員会と各園では、要支援児童の支援体制の充実、人材確保、保育士の負担軽減等の課題にそれぞれの立場で対応をしているが、更に広い範囲での連携を強めていく必要性を痛感した。保育園や幼稚園、小中学校、教育委員会だけでなく、福祉や医療関係部署、警察や消防署、地域なども含めた情報共有の会を設置する等、多くの連携によって支援現場をサポートする体制の構築を検討されたい。

### **(2) 業務の実施に係る部署間の連携強化について**

各課の監査では、それぞれの予算を執行する中で成果を上げるために業務を進めていることが確認できた。しかし、市の業務全体を見てみると、同様の業務を複数の部署が手掛けているにもかかわらず、部署間の連携が不足しているために非効率となっていると思われる状態が見受けられた。

市民側に立てば、ある行政サービスを受けようとした場合に、複数の部署をたらい回しにされるような感覚を受けることがある。これでは明らかにサービスの価値を低下させていると言わざるを得ない。市民目線に立った業務の連携強化を図り、サービスをより一層向上させるための方策を考えるべきである。

部長会だけでなく担当者レベルの連絡会議等を持つなどし、各部署が有機的に連携することで、人・物・金の効率的な運用を図れるよう、チーム中津川で業務に取り組んでいただきたい。

### **(3) 各地区のまちづくり協議会の運営支援について**

中津地区を除く地域にはまちづくり協議会が設置され、地域住民によるまちづくり事業が展開されている。市は一括交付金等により、地域の特性を活かした活動を支援しており、まちづくり協議会は将来的に地域づくりの主体として市と連携して活動し



ていくことが望まれる。今後は、まちづくり協議会の自立が大きな課題となることが想定される。

特に指定管理を受託しているまちづくり協議会は、事業運営を担うことから、経営感覚を持つためにも法人格を取得し、運営基盤を強化するべきである。市は将来にわたってまちづくり事業を担う大切な組織として法人化を強くサポートし、人材育成の面でも連携して取り組みをされたい。

なお、まちづくり協議会に対する市の交付金等はその用途内容を完全に把握して支出されているのかが疑問である。助成に当たっては、まちづくり協議会と担当課との協議を密に行い、事業内容や事業費及び用途計画等を精査のうえ、必要に応じた交付金額を決定されたい。

#### (4) 空き家活用と定住推進について

空き家の活用については、集落支援員の活用によって業務を推進している地域が多いが、なかなか成果があがらない状況である。定住を希望する方やU I ターン者用住宅を退去する方が、売却や貸し付けできる空き家がないため、その地域への定住を断念されるケースが出ている。

空き家は個人の財産であるため、貸し付けや処分に踏み込むのは非常に困難ではあるが、早期に対応をしていかなければ、定住希望者に対応できないばかりか空き家が朽ちて活用できない状態となってしまうことが想定される。

定住推進には、地域の魅力発信と共に地域全体での受け入れ意識の醸成が必要であるが、まだ地域内での温度差は大きいようである。定住の成功事例等を関係部署及び地域で共有し、定住希望者に選択肢を与えられる環境を作らなくてはならない。不動産業者との連携もより密接にしながら、地域との共通意識を持って空き家所有者に前向きな協力を得られるよう推進されたい。

#### (5) 随意契約の精査について

市の業務では修繕料、委託料、工事請負費等で非常に多くの契約が結ばれているが、随意契約の割合が非常に高い。過去からの経緯をはじめ緊急対応等による理由も認められるが、安易に随意契約とすることのないよう業務内容を精査し、設備点検等の専門性の高い契約においても業者の言いなりとならないよう交渉をされたい。

また、随意契約とするために事業を分割したと見られるものも確認された。不適切な事務執行とならないよう契約事務をよく理解し、経済的かつ効率的な事務の遂行に努められたい。

## (6) 財産管理の考え方について

市は建物、道路、橋梁等、多くの施設を所有し、管理をしている。民間では固定資産は耐用年数に応じて減価償却費が計上され、耐用年数が経過した際に更新する費用が留保されるが、市にはその考え方はないため固定資産を取得した後の留保金等は確保されていない。従って、市は財産取得をした時点から、管理費のみでなく将来同様の施設を再取得するにはいくら必要となるかを負債として考えておくべきである。

現在、市有財産管理マスタープランの推進により施設や土地の運用管理や処分等に取り組み、一定の成果を収めているが、マスタープランには道路や橋梁等は含まれておらず、財産価値は把握されていない。

今後、新公会計制度が導入され、複式簿記の考え方が取り入れられる予定である。財産の取得や管理等の事務に携わる職員には、減価償却の観念を持ち、将来的に必要な費用を見据えた計画的な財産管理事務に努められたい。

## (7) 中心市街地活性化事業について

中心市街地と言われる区域は高齢化率も高く、住宅や店舗等の密集によって下水道の整備や防災について問題を抱えている。住宅や店舗等は個人や事業所所有の財産であるため、区画整理のための土地や建物の取得などは非常に困難と思われる。

今後、事業に着手しても、若い人が住み、集まる街にしなければ発展は望めない。将来の中津川市を見据え、中心市街地としてにぎわいのある街を創造していくための取り組みを地域、関係組織などと一体となって推進されたい。

## (8) マイナンバーカードの活用について

中津川市のマイナンバーカードの発行状況は約8%で、全国平均より低い。市の職員でも取得者は非常に少ない状況である。これは現状では、マイナンバーカードを作成してもメリットがほとんどない状況であるため、必要に迫られていないことが大きな理由となっている。

国は普及に力を入れ始めたが、市でもカードを活用した行政サービスの方法を検討すべきである。マイナンバーカードを所有していれば、市が発行している他のカードは不要となるような利便性を持たせる等、効果的な活用を検討し、普及を進められたい。